

平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第6号

平成23年12月22日(木曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	吉藤稔君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第6号

- 日程第 1 「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び

処分に関する条例の制定について

議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

議案第79号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議案第82号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 3 請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」

日程第 4 請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書

日程第 5 発議第 7号 事務検査に関する決議（案）

日程第 6 閉会中の継続審査について

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

日程第 8 議会だより編集特別委員会への付託案件の追加について

日程第 9 議員の派遣について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

追加日程第 1 議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 2 議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

議案第79号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第4号）

議案第82号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 3 請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」

日程第 4 請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書

日程第 5 発議第 7号 事務検査に関する決議（案）

日程第 6 閉会中の継続審査について

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

日程第 8 議会だより編集特別委員会への付託案件の追加について

日程第 9 議員の派遣について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人の方々に申し上げます。会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは固く禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

初めに、本定例会会期中に陳情第12号 道路改良の施工陳情1件を受理し、議会運営委員会の決定を踏まえ、お手元に配布の陳情文書表に記載のとおり、産業建設委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、かすみがうら市教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、平成23年度教育委員会の運営及び教育委員会の所管する事務事業の点検・評価の報告書が提出され、お手元に写しを配布しておきましたので、ご覧おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

日程第1、「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件を議題といたします。

12月21日付で市長から、会議規則第19条第2項の規定による撤回申出書が提出されております。

市長から撤回の理由説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。議案第84号につきましては、市農業委員会の効率的な運営を図るため提案をしたものでありますが、さらなる効率化が必要と判断したため、撤回しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

市長からの申し出のとおり、撤回を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件は、これを承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時04分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、市長から議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案書配布]

追加日程第 1 議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会の簡素で効率的な運営を図るため、選挙による委員の定数を現在の17名から13名に削減し、あわせて選挙区に関する規定を廃止するため、条例を改正するものであります。

この規定につきましては、来年3月27日の任期満了に伴う一般選挙からの適用を予定するものであります。

よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回、84号は定員を14名というふうになっておりました。今度13名にするということで、効率化を図ることなんですけれども、1名減にして効率を図ったという内容について、もうちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

あとは選挙区そのものについては、これまで霞ヶ浦地区と千代田地区と別々になったものを、すべての選挙区、全選挙区かすみがうら市ということでやるということだと思いますが、それについても確認したいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

ただ今の佐藤議員のご質問にお答えします。

まず最初に選挙区でございますが、今回の条例改正につきましては、1つの選挙区としまして提案させていただいております。有権者の方々としてみましても、市全体を眺めわたし、市民の代表者たり得る委員を選び出せますし、また委員の方々も所属している地区以外の地区の情報についても把握し、農業委員会の運営に当たっていただけると確信して、そのことを踏まえまして、選挙区を廃止した内容でございます。

また、定員を14名から13名に1名減らした内容でございますが、現在、農業委員の定数が25名おります。それを20名にするというような内容でございますが、現定数の2割削減という形になります。残り7名につきましては推薦枠という形になります。また、農家戸数につきまして、2005年に対しましては、2010年の基礎資料でございますが、10.5%の減になっております。また面積につきましても9.3%の減ということで、それをかんがみまして、13名に定数の削減をお願いしているものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、だから14名で提案したのが13名だという、1名減らした明確な答弁が、今、なかったと思うんですけども、これについて何かの調整があつてなされたんじゃないですか。それについてきちっと答えていただきたい。

それと、霞ヶ浦地区と千代田地区、今、選挙権を持っている選挙人は何人いらっしゃるか、報告願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

14名で提案していたものを13名にした理由であります。当初、推薦枠にあったみなみ共済の推薦枠が出てこないであろうという情報があったものでありますから、14名で出しておったわけですが、その後、みなみ共済側と話をしたところ、推薦するような意向が表明されましたので、その分をいわゆる選挙人の枠で減らしたということでございます。

○議長（小座野定信君）

数字等の答弁でございますので、後ほど書類による通知ということで、佐藤議員、ご了解願いたいと思います。

[佐藤議員「了解できません」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ご了解願います。

ほかにごございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ただいま議題になっております、議案第85号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第85号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま市長から、議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号を直ちに日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案書の配布をお願いいたします。

[議案書配布]

追加日程第 2 議案第 8 6 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災にかかわる雑損控除等の特例に関する地方税法の一部が改正されたことから、平成23年分の申告に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第86号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第2 承認第7号及び議案第74号ないし議案第83号

○議長（小座野定信君）

日程第2、承認第7号及び議案第74号ないし議案第83号までの11件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会並びに特別委員会にそれぞれ付託しております。

これより各委員長の報告を求めます。

最初に総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託されました承認第7号、議案第74号、議案第75号、議案第78号の4件の審査のため、12月6日、7日に委員会を開催し、参考人並びに各担当部課長等の説

明を求め、慎重に審査を行いました。

審査結果についてご報告いたします。

承認第7号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第74号は異議があり、起立採決の結果、賛成なしで否決すべきものと決しました。

議案第75号及び議案第78号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過は委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

ただいま議題となっております承認第7号、議案第78号、議案第79号、議案第82号につきましては、12月6日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第7号については全会一致で承認すべきものと決しました。

また、議案第78号、議案第79号、議案第82号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託された承認第7号、議案第78号、議案第80号、議案第81号、議案第83号について、12月6日並びに12日に委員会を開催し、関係部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果等についてであります。承認第7号は全会一致で承認すべきものと決しました。

次いで、議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）については、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。なお、審査の過程における意見として、湖北環境衛生組合負担について、現在、住友機械工業株式会社に対する湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター建設工事入札に伴う損害賠償請求が提起されているが、これまでの経過を伺うと、市長として意見を述べていないように見受けられる。副管理者としての職務を全うすべきではないかという旨の意見がありましたので、ご報告をいたします。

次いで、議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。なお、審査の過程における意見としまして、議案説明において、議案相互の関連も踏まえ、説明不足にならないよう留意することという旨の意見がありました。

議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配布いたしております委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次に、医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長 鈴木良道君。

[医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長
鈴木良道君登壇]

○医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長（鈴木良道君）

医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会の審査の経過並びに結果について報告をいたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託されました議案第76号の審査のため、12月12日に委員会を開催し、各担当課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第76号については否決すべきものと決しました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次に、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長 川村成二君。

[災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長
川村成二君登壇]

○災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長（川村成二君）

災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託されました議案第77号の審査のため、12月8日、9日に委員会を開催し、参考人を招致し、また各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第77号については否決すべきものと決しました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、議案審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）。今回の専決処分は放射線測定器の発注を早急に行うとの理由であり、基本的には賛成であります。

しかし、災害対策費の財源の一部を義援金2465万円に求めることについては、問題があると考えます。放射能汚染対策費は、当然東電に請求すべきものであります。その手続きを怠ることのないよう、要請をいたします。

また、文教厚生委員会の審議の中でも述べましたが、保育所向けへの放射線測定器について、公立保育所の数しか購入せず、民間保育所を対象にしていないことは問題であります。結果的にはかすみがうら市民の子供たちに対する差別的取り扱いとなります。改善を求めます。

さらに、放射線測定業務委託についてであります。産業建設委員会でも栗山委員が述べていますが、市はシルバー人材センターに委託すれば事足りるとの立場ではなく、市の放射線対策本部が責任を持って対応する、このことが肝要であります。

以上、条件を付して承認をいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、承認第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第7号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について、順次発言を許します。

初めに、1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

私は議案第74号に対し、反対の立場から討論いたします。

市長は「こんな交渉をしていたら市長の任期が終わってしまうので、組合との交渉は打ち切る」とし、議案を提案したとのことであります。前総務大臣の片山善博氏は、民主主義は多数決の原理であり、結論を得るためには時間がかかる。だから徹底して議論を重ね、一步でも二歩でも自分の考えを進める努力をするのが王道であると語っております。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

○1番（川村成二君）

つまり、まどろっこしいことをしている余裕はないからとして片づけられるような仕組みではないということです。

総務委員会を開催し、職員組合を参考人とし、ヒアリングを実施しました。交渉経過は我々が想像していた交渉内容ではなく、惨憺たる内容でありました。これが市民の信託を受けた市政運営のあり方なのかとショックを受けました。

市は「特例措置の議会への提案については、労使合意を基本として対応する」「貴組合と誠意を持って交渉に臨み、その結果を尊重していく」という文書による回答を組合に提出しておりま

す。労使合意を基本として対応する、誠意を持って交渉に臨み、結果を尊重していくという丁寧な言葉を使っておりますが、交渉内容のどこに誠意や尊重があるのですか。組合から具体的な説明や資料の提示を求めても、何ら明確な回答もなく、挙句の果てには「公務員の給与が高いからカットする」とのお話であります。我々は議案上程という重みに対し、何を根拠として審議すればよいのでしょうか。

孫子は、人を動かし組織を効率的に回すための5つの要素として「将とは、智、信、仁、勇、厳なり」と言っております。この「信」とは信頼のことで、いいかげんな命令やうそをついていると、部下や周囲は將軍を信頼しなくなる。すなわち約束を守るということであります。「仁」は周りに対する思いやりや慈しみの心を持っていることであり、部下を心服させる手段と言えます。この信と仁は昔から組織を統率するリーダーに求められている資質であります。本案は組合との交渉にあつて誠意と尊重に欠け、かつ労使の合意もないまま提出されたものであり、総務委員会でも理解し得る具体的な改定理由の説明がなかったことは、議案上程以前の問題であると考えます。

最後に、かすみがうら市の議会制民主主義が期限を切った独裁に陥らないためにも、議会としての姿勢を示すことが必要であると考えます。議員諸侯の賛同を心からお願い申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次に、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、本議会での質疑でも明らかにいたしました。職員組合との交渉を打ち切って議案を出すこと自体、問題であります。

今回の議案は、平成24年1月から3月までの3カ月間職員給与の5%を減額するもので、その影響額は2285万4000円、共済費を含めると総額2761万7000円でありまして、1人当たりの削減額は5万9906円であります。当市の職員数と人件費について、平成18年度からの推移では、職員数が531人から、平成23年度予算の段階では464人になっており、67人が削減されております。12.6%です。人件費は平成18年度の総額約40億1000万円、平成23年度予算時は37億3000万円で、2億8000万円削減されたこととなります。また11月30日可決された給与改定によって、職員の給与総額は、過去3年間での影響額は2億3000万円減との試算もあります。今回の議案は、さらに職員給与の削減に拍車をかけるものであり、職員の生活を脅かすことは明らかであります。組合が納得しないのは当然だと考えます。

市長は財政改革の推進を掲げ、最終的には職員給与を10%削減すると言いますが、給与の削減で人件費を圧縮し財政を健全にさせるという考え方は、あまりに短絡的であり、私は反対であります。行財政の改革は無駄な大型公共工事の見直しを図り、財政力・人口規模に見合ったインフラ整備という観点が必要であります。そして、職員の能力を最大限活用し、効率的な市政の運営を推進することです。

今、官民格差の是正を口実にして、公務員の賃下げが連続して強行されております。先議されました第73号でも述べましたが、公務員賃下げがさらなる民間賃金の引き下げのサイクルに拍車をかけ、日本経済をますます悪化させているのが実態であると考え、私はこの議案に反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございますか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第74号について申し上げたいと存じます。

全国でも、いろいろ公務員賃金を引き下げようとしておりますが、できないでおるわけです。普通は公務員賃金に対しては、民間の労使交渉の結果ではなく、民間賃金を調査した結果に基づく人事院勧告制度によって定められることになっております。

この背景には、公務員が禁止されている労働争議や政治活動に走ることなく、全体の奉仕者として政治的中立性を保つための代償として、このような制度があると私は理解しております。したがって、基本的に公務員の賃金を政治的に決定することはなじまない性格のものであります。もし人件費をできるだけ抑制するならば、この人事院勧告制度に拘束されない範囲内で、例えば人員を可能な限り削減するとか、時間外労働を減らすとか、その他いろいろな方法があろうかと思うので、こういうことを計画的に実行することを優先しなければならないと存じます。

私もこういう人事院勧告による立場に身を置いた者で、この制度を無視したかのような方策には直ちに賛同するわけにはまいりませんので、市の人件費が高いのはわかっております。何らかの方法で削減することには賛成することもやぶさかではありませんが、現時点では棄権をせざるを得ません。

以上で、私の考えを終わります。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時45分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

4番 田谷文子議員にお伺いいたします。

ただいまの討論におきましては、反対討論ということでよろしいでしょうか。ご意志を確認したいと思います。

○4番（田谷文子君）

反対討論でよろしいですよ。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

[田谷文子議員退席]

○議長（小座野定信君）

これより、議案第74号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第74号は否決されました。

[田谷文子議員入場]

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

私は12月1日の一般質問で、社会資本整備総合交付金と義援金を合わせて、一部損壊家屋の修繕の直接的な支援ができないかといたしました。

総務部長は、今回の義援金の主なものは、財団法人県市町村振興協会の寄附行為から出たものであり、その用途を限定していると述べ、地方財政法第32条の6 大規模な風水害、地震、火災、干ばつ、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業と答えました。

しかし、県市町村振興会とは宝くじの収益を市町村に配分する機関で、今回の大震災で市町村に交付を行ったものであります。交付の用途については特別に記載はありません。また、地方財政法第32条にある公共事業とは、地方財政法逐条解説によれば予算上の用語ではなく、広く公共のためにする投資的事業の意であって、一般住民が均てんしてその利益を受けることのできる施設等に関する、緊急を要する事業であることが望ましい。均てんというのは、生物が等しく雨露

の恵みを潤うように、各人が平等に利益を得ることと広辞苑には書かれておりますが、それで宝くじの収益を、市町村の行うこれらの基準に合致する事業に対する補助金の財源としようとする場合も、発売の目的に沿うものと解されるとあります。

今回の大震災で被災した住民、特に一部損壊となった家屋に対して直接支援する事業は、この趣旨に沿うものだと考えます。私は義援金は一部損壊家屋の修繕費補助金など、被災者に直接支給すべきものだと思います。町の復興も大切なことではありますが、これらの復興事業は、国、県の補助金、市の一般会計で行うべきであり、この議案には賛成できません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

これより、議案第75号の採決を行います。異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、通告のあった討論のうち、賛成の討論から順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、今、子供の医療費無料化を願う声と運動を受けて、中学卒まで拡充する自治体が広がっております。日本医師会も子供の医療費無料化を掲げております。既に県内でも10市町村が実施しております。牛久市も今12月定例会に提案され、全会一致で採択、来年4月1日から実施されることとあります。

地方自治法第222条で言う、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるとの解

積に関し、地方自治法事務提要によると、条例が議決施行された場合に、その同年度中に義務費となり、直ちに債務を負担しなければならないというような条例に適用があるものであり、次年度以降の予算措置についてまで要求する趣旨ではないと考えられていると述べております。当然、牛久市もこの立場であると解することができます。中学卒までの医療費無料化は時代の流れであり、子育て支援に最も有効な施策の一つだと考えます。

今回の改正（案）は所得制限を撤廃するものの、外来自己負担金の支給をなくし、外来1日1回600円を復活させるものであり、お金の心配なく安心して医療にかかれるという子育て世代の思いとは逆行する面があり、問題を残します。一部負担金の復活には反対であります。今回の改正では、総じて医療費負担の軽減につながると考え、本議案に賛成をいたします。

財源について言えば、議員報酬の引き下げで十分対応可能であります。議員報酬総額は、平成23年度予算は、平成18年度決算と比較し、8470万円も削減されております。自治体本来の役割、使命は、住民の福祉の増進であり、市民のくらしと命を守ることにあります。本来は国の政策で実施すべき課題であります。私は義務教育終了まで、あらゆる面で無料にすべきだと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

議案第76号に対し、反対の立場から討論いたします。

選挙公約の政策として「子供の医療費無料化」をよく耳にします。しかし、中学生までの医療費無料化を導入する自治体がなかなか増加しないのが実態であります。それは、ためらう部分があるのだらうと思います。

2007年度のベストセラービジネス書『スタバではグランデを買え』の筆者であります吉本佳生氏は、「広く一般に利益がありそうな政策ほど、実は極めて限定された人にしかメリットをもたらさず、広く一般的に不利益をもたらすだけである」と指摘しております。そこで、幅広い観点からこの課題を考えてみました。

医療費を無料化すれば、当たり前ですが、薬局で薬を買うよりも、自動販売機で清涼飲料水を買うよりも安くなります。そうすると、これまで市販薬で経過を見ていた人たちも、ためらうことなく病院に行くでしょう。これは極めて合理的な行動であります。何しろポカリスエットより安いんですから。

つまり、子供の医療無料化の流れは、病院に行く人が増える。すると、診察までの待ち時間が数時間に及ぶ。すると、本当に医療が必要なときに受診できなくなる。こういう流れが生じ、医療崩壊をますます加速させる可能性が高いと考えます。結果、無料化した分、財政赤字が膨らみ、将来的にはそのつけを子供たちが支払うこととなります。

同様の点について、議案審査において、事業仕分けで仕分け人からコンビニ受診の弊害が指摘されたことに対し、どのような検証を行ったか担当課長に伺ったところ、検討していないとの趣旨の回答でありました。事業仕分けでの貴重な意見さえも無視されています。片や、年金生活者

の医療問題や難病を抱えている市民の医療費問題を考えると、子育て支援だから一律に医療費を無料化するのは疑問が残ります。大きな視野で見れば、吉本佳生氏の言うように市民の間で不公平感は生ずることになるのではないのでしょうか。

また、このような制度は一たん開始すれば後戻りはできず、毎年一定程度の財源を必要といたします。いざ始めたら予想以上の医療費がかかるため、やはりやめますとか、年齢の引き下げを行いますということではできません。つまり、当然恒久的な財源を確保することが先決なのです。しかし、これらに要する財源を現行制度でマル福で支給する外来自己負担金を廃止、すなわち小学校3年生までの外来自己負担金を今回の財源に充て、さらには職員給与の削減分をもって充てると言っていることから考えても、これらの財源を確保することができるかどうか、疑わざるを得ません。

三国志の中の名将である諸葛亮孔明は、「治世は大徳をもってし、小恵をもってせず」という名言を残しております。これは政治をつかさどる者が世を治めるためには、大きな大徳をもってこれを行うのであって、むやみに小さな恩恵を振りまくことで行うものではないという意味であります。やたら小さな恩恵を施すことばかり考え、国民の歓心を買うことに汲々とするのはよい政治とは言えないでしょう。そんな施策に明け暮れていけば、いつか必ず政治は行き詰ってしまいます。それよりも、市民の生活が成り立つよう、根本のところを配慮してやる。それが大徳ではないのでしょうか。

今、かすみがうら市の政治を考えると、ばらまきと言われる人気取り政策に力を入れるあまり、肝心の災害対策や放射能対策への道筋さえ見えないようでは、政治の基本理念すら忘れているのではと疑われると思います。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

○1番（川村成二君）

市長の考えが小恵から大徳への転換を期待してやまないものであります。

最後につけ加えれば、このような政策は、国策として国に要望していくべきものと考えます。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

○1番（川村成二君）

このような観点から、本案は否決すべきものとして反対いたします。

議員諸侯におかれましても、これらの点をご理解いただき、ご賛同いただくようお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございますか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

反対討論する前に、市長さんに一言御礼を申し上げます。

市長は名門に生まれ、名門大学を卒業されたわけでございます。現在かすみがうら市長として現役でございます。そのような方に、ある団体の席で大変お褒めの言葉をいただいた。こんな光

栄なことはございません。今後ともお褒めの言葉、集まるごとにいただければ、これ幸いと思います。

そういう中で、何か私が麻原彰晃だとそういう話も聞いているわけで、麻原彰晃がやったことは決して褒められる問題じゃないけれども、マインドコントロールにかけて、優秀な人材をコントロールしたということは大変立派だなど、反面私は思うわけでございます。私が麻原彰晃であるならば、市長さんは上祐さんかなというように思うわけでございます。

じゃあ、反対討論を始めます。

この点については、市長選のときにこの案件を提案したのは私なんです。本来ならば賛成したいんですが、これ、いろいろ根拠がありまして、当市がどんどん人口が減っていく。役所のほうから出していただいたその資料を見ますと、平成26年には4人に1人が高齢者だと。これは大変なことなんです。そこを何とかしなくちゃならない。

選挙選に入る前に、夜中に私がテレビを見ていましたら、自治体名はちょっと忘れちゃけれども、中学3年生までの医療費無料化。あわせてゼロ歳児からの園児の受け入れ、さらには学童保育の延長、中学3年生までの医療費の無料化によって人口が伸びたと、総数で2,500人伸びたというような放映されているのを私は見ました。そういう観点から提案したものです。

しかしながら、この問題についていろいろ担当部署で委員会の中で聞いたところ、どうもこの予算が職員の給料をカットした分を充てるんだと。今度も職員の給料は来年の3月まで。じゃあ、どう使うんだと言ったら、財政を預かる公室長は繰越金としてとっておくんだと。果たしてそんなのが可能かと私は思うわけでございます。市民部長は、予算が不足した場合は国保会計同様、前年度からの繰越金を財源とすると。こんなあほな話はないですよ。繰越金というのはつくるものじゃなくて、自然と出てくるものなんです。

市民部長、宍倉出張所を昨年は全額不用額にしたんです。ことしについては約400万がまた不用額になるように思われます。試算はどういう試算をしたのかと。全く先が見えない。こういう無駄をどうしなくちゃならないか。宍倉出張所の件を1つ考えてみれば、契約が切れる3年間、地代を払わなくちゃならないんですよ。まず無駄をなくす。

この市の将来にあたり、どういうまちづくりをするのか、そういうものを企画と財政でもって協議して、きちんとした理論構成を整えて議会に報告すべきなんです。きちんと理論構成が整っていれば、議会で反対する人は1人もいないです。議会の一番苦しいところは、市民の負担を軽減することはだれも同じなんです。しかしながら、いろいろな観点から考えて判断しなくちゃならない。それが議会なんです。2回ほど川村議員が反対討論しましたけれども、きちんと理論構成が整っている。なぜ市の職員がそれができないのか。市長にはいつも、職員の教育をどうするんだと私はかねがね言っています。一向に職員の教育がなっていない。ここで話せば話が長くなりますので、こういう問題はきちんと理論構成を整えて提出すべきであり、今の段階で時期尚早と思います。

それで、この点については副市長が専門分野なんです。今後においては副市長が先頭になって、この問題に取り組んでもらって、これからのまちづくりを踏まえた中で、市民にどういう安全で安心な生活ができるかというのを提供していただくことを要望いたしまして、この件については反対いたします。

議員諸侯の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ほかに討論はございますか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第76号に対する賛成の立場から申し上げたいと存じます。

この件に関しましては、後ほど議題にも上るでありましょう、請願書が出ていることでありますので、その面を含めまして、お話しさせていただきたいと存じます。

今や少子高齢化の問題は国家的最重要な課題であるばかりでなく、当地域においても、若々しく活力ある地域づくりに欠かすことのできない最重要課題の一つであることは、住民の皆様各位の等しく認めることであると確信しております。ちなみに1人の女性が生涯に産む子供の数は、平成7年に1.57ショックと言われ、大きな話題となり、どうにかしなければ日本が立ち行かなくなると言われましたのに、現在ではさらに1.39人となってしまっております。少子化対策をどうしていくか、子育て支援をどうしていくか、いろいろな対策が講じられつつあることは、皆様ご承知のとおりであります。

例えば保育体制を充実する、学童保育の充実、若い世代の住宅対策、そして請願にもありますように医療の問題です。これには県が講じております、以前2週間ぐらい前になりますか、女性を対象とした不妊治療への助成や、子供に対する医療費の負担の軽減、その他参考にする施策や検討すべき施策は枚挙にいとまがないほどであろうかと思えます。私は市議会議員に立候補したときから、女性の立場から、できるだけ子宝に恵まれたいと念じておられる若いカップルの支えになろうとしたのが最大の動機でありました。

そしてなおかつ、以前にも申し上げましたが、今、地域間競争に勝てたかどうかは、人口が増えるようになったかどうかでバロメータになっているのではないのでしょうか。すなわちこのかすみがうら市では、ほかの市町村よりも子育てがしやすい、住みやすいという環境が整っているかどうかにかかっているわけであります。

財政上の問題点からすれば、先般火葬場の問題では、費用の問題よりは関係市と協力を優先すべきという議員さんが多数おいでになったわけではありますが、このたび宮嶋市長の申し入れに関係市も理解を示し、1億3000万という財政上の節約が可能になりましたことは、市民一同の歓迎するところであります。こうした節約の上に立って何をするか。政治の重要なところであります。おそらく少しぐらいのお金で少子化対策が進み、多くの人が住みやすくなるなどとは思えません

が、節約すべきは節約し、総合的に少子化対策を進めるための経費に充てていくことは、いずれ大きな花を咲かせるものと思います。

今、65歳以上の世代は若い人の騎馬戦の上に乗っております。つまり若い人の2.5人で1人のお年寄りを支えているのです。これが、1人の若者が1人のお年寄りを支える時代が目の前に迫っております。つまり騎馬戦の形から、肩車の形に変わるわけですので、我が市はできるだけこのような形にならないよう工夫することが、地域間競争に勝てる道であると私は考えているところであります。

したがいまして、今般の中学3年生以下の医療費の無料化の請願についてでも、義務教育の期間中でもあり、国、県、市町村で公に推進すべき課題でもあり、当市が率先して取り組むことに大きな意義があると考えます。とにかく少子化対策は真っ先に実行することに意義があり、二番せんじ、三番せんじでは本来の効果は薄れるものとなりますので、何をさて置いてもこの請願を採択し、当局においてこの趣旨を理解し、具体的に市の施策として英断をもって実行に移すべきと訴えまして、私の賛成討論といたしたく存じます。

同僚貴兄諸兄のご賛同を切にお願い申し上げます。また、請願は後ほどありますけれども、請願は市民からのお願いであると思っておりますので、本当に慎重審議が求められるのではないかと私は実感しているところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加いたします。

当市の平成22年度決算における将来負担比率、こちらは100を越えております。次世代の子供たちにどのぐらい負担が残るかという言葉どおりの指数でございます。それに対しまして、先ほどお名前が出ました牛久市様、こちらにつきましては将来負担比率はゼロでございます。資産のほうが多いという形でございます。そういった点を踏まえまして、皆様には、今しばらくお耳にいただければと存じます。

まず、私は大変僭越ではございますが、栗山議員に、序論として一言まず申し上げたいと存じます。

中学生以下医療費無料という選挙公約は、無党派層の投票者の掘り起こしをする上では非常に効果的でありました。さらには社会保障を公約にすることで、公約に対する批判を免れる格好の手段でもあります。選挙に勝つためには手段を選ばない、行財政改革の推進としてのぼりを上げておけば隠れみのとなつて、公約の各々の財政・財源は二の次となる実態もでございます。選挙で市民が276票差で見抜けなかった公約を正さなければならない社会のルールが、この議会という制度、存在でございます。

本論に参ります。中学生以下医療費無料という公約の通称は、言葉を置きかえさせていただきます

ますと、小学4年生から中学生までの医療費を、保護者・親の所得制限なしで市が全額負担ということでもあります。無料であるからといって、病院がボランティアで見てくれるわけではないのは、皆さんもご承知のとおりでございます。無料であるからといって、国からお金がいただけるわけでもありません。国の財政もますます厳しい状況であり、宮嶋市長にも十分ご理解はいただいているものと思われまます。

市が全額負担、イコール私たちの税金であります。保護者の財布の負担が一時軽くなっても、この負担はたくさんの病院に通院しようがしまいが、回数問わず、結局最後の精算としては市民の皆さんの負担となるわけでございます。医療費無料の利用が多くなればなるほど、市民の皆さんのご負担もさらに多くなるシステムでございます。すなわち、かすみがうら市の身の丈の財政に適合した制度でなければいけないわけでございます。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

○5番（古橋智樹君）

市民の皆様には、今一度、少子高齢化でますます社会保障の負担が増す財政状況とこの厳しい経済情勢、日本が震災から復興しなければならない状態に十分にご理解をいただき、未来を担う子供たちのためにも、本案が費用対効果と税の還元として、バランスが的確に備わっているか否か。市議会議員選挙を経た我々議会が判断を下させていただくことにご一任いただき、本議案に反対するものでございます。

議員諸先輩方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第76号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって議案第76号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、通告のあった賛成討論から順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

この議案は、使っていない水まで負担させないでほしいという市民からの切実な声を受けて、基本水量をゼロにし、基本水量を従来半分の半額1,050円にし、使用した1立方メートルごとの従量制に移行するものであります。

使用水量9立方メートルまでの方は4,033世帯あり、市全体では3割を超しております。これが市民の負担軽減策となるものであり、賛成であります。

水道会計は独立採算性が基本だとしております。しかし、この独立採算性の目的は、企業会計が一般会計への依存を遮断し分離独立を図ることということであり、この言葉は、1921年の旧ソ連で初めて用いられたものであり、当時のソ連では独立採算制は分離的管理あるいは経済計算の手段を意味しておりました。そして建設資金は国家財政から繰り入れることが原則となっていたのです。しかし、日本では第二次大戦後、租税による一般財源の不足が常態化した中で採用されたもので、本来の意味からは違ってきております。それは膨大な建設資金も含め、受益利用者負担方式で独立した資金調達をする手段手法となってきました。このように本来の意味から外れた独立採算性では、公共性はますます失われ、一層受益者負担主義を強めることとなります。

水は生活に欠かせないものであり、公共的なサービスであります。したがって、必要であれば一般会計からの繰り入れ、補てんは当然であります。水道法の第1条にも、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と、生活環境の改善とに寄与するとあります。つまり、安くてきれいな水を供給することが義務づけられているわけであり、今、一人暮らしの世帯が増えている中、今回の水道料金の改正はおおいに歓迎されるものと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

議案第77号に対し、反対の立場から討論いたします。

かすみがうら市民は3.11の大震災により、水道断水という事態を体験いたしました。この緊急事態に、市は適切な判断や救済措置ができたと言えるでしょうか。答えはノーではなかったでしょうか。

一方、政府の地震調査研究推進本部は、茨城沖で、地震の規模マグニチュード6.7から7.2が、今後30年以内の発生確率は90%との報道発表を行っております。市はこの報道を危機管理としてとらえ、かつこの3.11の経験を教訓として、今後水道に対する災害対策をとるべきではないでしょうか。

水は命の生命線であり、これを確実かつ安定的に維持することが、議会や執行部の最優先の課題ではないでしょうか。このためには、年々給水人口が減少する中で、災害に対する備えとあわせ、既存の配水管400キロメートルを維持するため、長期的な展望に立ち、実行力ある計画立案

が望まれるところであります。

しかし、実態は背反しております。例えば期間限定の水道利用加入金の一部減免の実施、そして今回10立方メートル以下の超過料金の半額化が提案されたわけであり、議案審査において、執行部は水道料金の引き下げは市長の指示であり、単身世帯への配慮であるとの説明でありましたが、実態を伺うと、市民からは特段の要望もなく、さらにはなぜ単身世帯を対象とするのかの理由も明確ではありません。この配慮を優遇措置と考えた場合、将来単身世帯が増加の道をたどることは統計的に見ても明らかであり、将来大きな負担となることはだれの目から見ても予想されることであります。

一方、基本料金を半額にすることも提案されております。これにより、平成25年から27年度までの間は年間約2500万円が減収となります。これは県中央の受水が平成25年から27年度まで2,400立方メートルとすることを前提とし、一般会計から補てんし、当面乗り切るということであります。しかし、重大な点が見落とされております。平成28年から30年度までは、県中央受水が3,700立方メートルに増大した場合、この3年間の累積赤字は約2億円に達し、その後も続くことは明白であります。

この点に対する答弁は、必要となる受水量を申請する理由が見当たらないから、契約受水を遅延してもらうとのことであります。この申し入れが受け入れられなかった場合、現在打つ手なしということであります。

水道料金を引き下げるといふ各論について反対の者は1人もいないでしょう。また、際限なく基本料金は低いほうが市民からは喜ばれるでしょう。しかし、将来を見据え、総合的に判断していかなければならないということが我々議員に求められている責務ではないでしょうか。

またある委員からは、水道会計の健全財政を進めるためには、各種課題などをどのように解決するかを計画し、その上で料金改正やむなしならば議論が合うが、デメリットを先送りにし、目先の政策だけをやることは拙速な考えではないかと指摘されております。

これらを一言で言えば「場当たりのポピュリズム」ではないでしょうか。今、市長に求められているものは、ただ目先の改正でなく、将来の水道のあるべき姿を計画し、その対策を講ずることが、行財政改革を訴える市長に求められているのではないのでしょうか。

最後に、著名人の言葉を紹介いたします。元来日本は島国であるゆえ、清らかな水に恵まれ、かつて日本人はその水に尊敬の念で接してまいりました。つまり水のありがたさが失われ、これが当たり前であるということが子供のころから吹き込まれたため、世界に冠たる水に尊敬を払うより、自分らの幸福を追求する考えのため、水道料金の引き下げが議論されているのです。日本人の心に金より徳であるという理念を復活させることが大事ではないでしょうか。

議員諸君におかれまして、4万3736人の将来が我々に託されているということを実感を受けとめ、大所高所の観点からご賛同いただくよう、心よりお願い申し上げます、反対の討論といたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

本案はまず1つ目に、財政経営的な観点から反対の理由を述べますと、水道企業会計の5年後の赤字の試算が事務局より提出されているわけでございます。そしてその赤字補てんの財源に、損益勘定留保資金が底をつくまで充当するという市長の責任のない考え方を私は伺っております。

また、水の有収率、有効に購入した水が市民の皆様へ供給されているかどうかということでございますが、当市の現有収率は、無駄な水として1割欠けているということでございまして、この点についての対応が、具体的なものが欠如しております。さらに県の中央用水の契約受水量を下回っているという現状の対応の欠如がございまして、そしてその懸案の1つである、工業団地への水道加入接続の推進計画が現在実行中であり、その費用対効果が水道の財政計画試算に組み込む段階でございまして、これを遮るような現在の本案の料金改定であります。

2つ目に、市民の公平な観点から反対の理由を述べますと、水道の営業契約や最も使用水量の世帯が多い11立方メートルから30立方メートルを含めた全体的な料金改定ではなく、土浦市の人口に比べ当市は3割の人口ながら、行政界面積は土浦市よりも大きいという、この実体を踏まえずに土浦市を参考にしたということでありまして、このことが応益性、市民の皆様へ公平な負担となっているか。この点を欠いており、本来の公平公正さが欠如した料金改定（案）であるということでございます。

そして3つ目に、安心安全なまちづくりの観点から反対の理由を述べますと、宮嶋市長が率先して取り組むとした東日本大震災における、先ほど岡崎議員のほうからもありました、市街化区域を中心とした長引いた断水に対する対応の遅さ。そしてさらには、かねてからの懸案事項であります千代田地区の上稲吉の赤水対策の棚上げ状態。

そして最後の4点目に、宮嶋市長の政治姿勢の観点から反対の理由を述べますと、この水道料金をさらに従量制を強める、使った分だけを支払うという公平性を唱えている一方、国民健康保険などは所得の多数ある者に頼る累進課税率と、受益者ごとの独立採算という観点、本案は、こちらを軽視したその場しのぎの繰り入れ金投入などに頼らざるを得ないという実態。国民健康保険もそのような実態でございまして。

この実情と、先ほど来申し上げています水道の従量制という、この2つの実情の矛盾。これを本提案はさらに乖離させる、引き離すということから、私は議案第77号に対しまして反対の立場から申し上げさせていただきます。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

ほかに、討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第77号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第77号は否決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時50分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

反対討論の通告がありますので発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）、私は議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設管条例に反対した立場であります。

寄附金、義援金の積み立てはもちろん、残りの1200万円も災害対策費の予算の組みかえとしておりますが、義援金が災害復旧の公共事業にだけ使われてしまうのは問題であります。

今回の大震災で、本市における住家の被災件数は1,123件と報告されております。私は一般質問で、義援金を活用し、一部損壊家屋修繕の直接的な支援ができないか市長にたどしましたが、市長は「一部損壊の方には大変お気の毒ですが、自己責任で対応してもらおうという考えを持っている」と答えました。しかし、今回の大震災による被災は自己責任でしょうか。私は、今、政治に求められているのは、被災者への温かい施策であると思います。義援金について、私は被災者への直接支援に充てるべきと考えます。したがって、この議案には賛成できません。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第78号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第79号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第79号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第80号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落配水事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第82号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第82号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第83号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 請願第 10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」

○議長（小座野定信君）

日程第3 請願書第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会に付託をしてあります。

これより委員長の報告を求めます。

医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長 鈴木良道君。

[医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長
鈴木良道君登壇]

○医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長（鈴木良道君）

医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会の審査の経過並びに結果について報告をいたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託されました請願第10号の審査のため、12月12日に委員会を開催し、請願紹介議員及び参考人を招致し、また各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第10号については不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会の委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第10号の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、通告のあった賛成の討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」、賛成の立場で討論いたします。

請願代表への参考人質疑の中で、参考人は、今回の請願の提出は、市長が選挙でうたっていた中学卒業までの医療費無料化に期待して支持した市民もいたと思うと述べ、それが進んでいない状況であったため、急きょ請願署名の取り組みを始めたと答えました。手続きがわからず、印章なしで集めてしまい、改めて集め直したとも述べていましたが、短期間で580名もの賛同者があったとのことでもあります。

議案第76号の討論でも述べましたが、子供の医療費無料化の拡充、拡大の運動が全国的規模で起こり、拡充する自治体が広がっております。今、子供の貧困が広がる中、子供の医療費完全無料化は、子育て支援にとって必要な施策であります。無料化で安易な受診が増え、医療費がかさむという意見もありますが、むしろ早期受診で医療費は抑えられていると多くの医療機関や医師が語っております。当市では、所得制限なしで小学3年生まで3,813人が無料化の対象だったのを、小学4年生から中学卒業までの子供2,482人を加えて総人数6,295人が対象となり、大幅に拡充されることになるわけでもあります。

平成24年度事業費合計は、増額分で年間約5400万円。今回は7月からの施行ですから、約4000万円強と試算しております。財源は、76号の討論でも述べましたように十分にあります。あとは子育て世代の切実な声にこたえるかどうかであります。次代を担う子供たちを育てていくために、今、自治体の施策として何を優先していくのかということではないでしょうか。ぜひこの請願の

趣旨をご理解いただき、ぜひ賛成していただきたい。そのことを述べまして、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わります。

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

請願第10号 中学生以下の医療費の無料化に関する請願に際しまして、賛成の立場から申し上げます。

この請願は、須永和義様ほか580名の皆様の切なる願いでもあります。本会議におきましても真摯に受けとめなければならないと考える次第でございます。同僚議員である矢口、加固両氏に敬意を表す意味からも、真剣に考えさせていただきました。先ほど詳細は述べましたので、その文面はちょっと省略させていただきますが、今般の中学生以下の医療費の無料化の請願については、義務教育の期間中でもあり、国、県、市町村で公に推進すべき課題でもあり、当市が率先して取り組むことに大きな意味があると考えております。

とにかく少子化対策は真っ先に実行することに意味がありますので、二番せんじ、三番せんじにならず、本来の効果が薄れることとなりますので、何を差し置いてもこの請願を採択し、そして具体的な方策をもって、英断をもって実行に移すべきと考えておりますので、この請願採択の賛成討論といたしたいと思っております。請願は市民からのお願いであると思っておりますので、慎重審議が求められると思っておりますし、子育て世代の生の声を真摯に受けとめて耳を傾けてほしい、そのように申し上げて私の賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、請願第10号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。よって、請願第10号は不採択と決定いたしました。

日程第 4 請願第 11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書

○議長（小座野定信君）

日程第4、請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書を議題といたします。ただいまの議題につきましては、総務委員会に付託をしております。これより総務委員長の報

告を求めます。

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は平成23年11月30日に付託されました請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書の審査のため、12月6日、7日に会議を開催し、請願紹介議員並びに担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第11号につきましては、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。また、採択された請願について、その処理の経過と結果の報告を求めることを決定しました。なお、審査の経過概要は委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対して、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第11号の討論を行います。本案に対しましては会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論2件について、順次発言を許します。

初めに、1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

子どもたちを放射線から守る対策を求める請願第11号に対し、賛成の立場から討論いたします。

今回の請願のきっかけは、幼い子を持つ1人の母親が心から願う、子供たちの安全安心への思いを形にすべく奔走したものです。この取り組みは10月から始めたと聞いており、わずかな期間で1,624名もの署名を集め、請願提出に至りました。

こうした請願がなぜ提出されなければならなかったのか。当市の放射線対策と対応がおこなわれていることは周知の事実です。12月にはようやく放射線対策本部が設置されたことは、市のホームページに掲載されたことから知ることができますが、さて、放射線対策本部は何をするのでしょうか。ホームページには、取り組み方が何ら掲載されていません。市民の安全安心を守る行政が、他市に先駆け率先垂範して行動することは恥ずべきことではないことなのに、それを実行しようとする市政に一石を投じるものが本請願だと確信しています。

請願内容は測定と結果の公表、除染措置、給食の安全確保、健康調査、そして市にすべての責任を求めるものではなく、市をバックアップしたいという思いです。

本請願への賛同者は請願提出後も増え続け、20日には564名の追加署名が提出され、代表を含めた署名総数は2,190名にもなりました。かすみがうら市の政治を考えると、3月11日の震災は不幸なできごとではありますが、官民が一体となり大きく成長する、ピンチをチャンスに変える

絶好の機会であるとも言えます。市政の本質とは何か、今、市民が求めているものは何か、子供たちには何が必要なのかを真摯に考え対処すべきだと願います。このような観点から、子どもたちを放射線から守る対策を求める請願に賛成するものです。

議員各位の良識ある判断でご賛同いただくようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次に、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

東電福島原発事故に伴う除染作業を国の財政負担で行う前提となる、汚染状況重点調査区域の指定について、環境省は19日、東北や関東地方の8県の102市町村を指定すると発表。茨城県内では申請した20市町村すべてが対象となりました。近隣市町のほとんどが指定を受けることになったわけですが、当市は重点調査地域の指定について、希望をしませんでした。報道によれば、観光への影響や農作物の風評被害が広がるとして、自治体が指定を避ける動きもあるということです。市当局の姿勢に問題を残したのではないのでしょうか。

隣接市町が支援を受け、当市は受けていないという状況に、市民は納得しないのではないのでしょうか。このような市当局の後ろ向きな対応に対して、今回の請願が市民から提出された背景があったのではないかと考えます。この請願事項には具体的な対策を求めています、当然な要求であると考えます。

このような市民の運動が、今、国を初めとした行政を動かしています。厚生労働省が食品に含まれる放射性物質の新たな基準案をまとめましたが、子供が放射性物質の影響を受けやすいことに配慮して、乳児用食品と牛乳は1キログラムあたり50ベクレルとしたほか、飲料水は10ベクレル、一般食品は100ベクレルにしました。来年4月からの適用を予定しているということであり

ます。

子供の健康調査については、茨城県議会の保健福祉委員会が20日、希望者を対象に放射線に関する子供の健康調査をするよう求める要望書を知事に提出いたしました。これらは放射能汚染から子供たちを守ろうとする全国的な市民運動があったからだと考えます。特に幼い子供を持つ保護者が運動の先頭に立っていることが今回の特徴であります。当市では短期間に2,000名を超す署名が集められたことは、多くの市民がこの請願の採択を願っているものだと考えます。私は市当局に対して、請願項目の1つ1つに真剣で前向きな対応を求め、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、請願第11号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は「採択すべきもの」であります。

本請願は委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第11条は委員長の報告のとおり、採択されました。

ただいま採択されました請願は、委員長の報告のとおり、その処理の経過及び結果の報告をされるよう請求することといたします。

日程第 5 発議第 7 号 事務検査に関する決議（案）

○議長（小座野定信君）

日程第5、発議第7号 事務検査に関する決議（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

事務検査に関する決議（案）の提案理由をご説明します。

これまで、あじさい館は国の指針に基づき、指定管理者制度の導入を目指してまいりましたが、政策方針の転換からそれらを凍結し、管理業務の見直しを進めてまいりました。また、市はこれまで、あじさい館の清掃業務や管理業務について、シルバー人材センターと単年度契約を締結し、高齢者の安定した雇用対策について尽力してまいりました。

これらの考え方を大幅に変更し、これまで管理業務と各種保守業務を一本化し、効果的かつ効率的に運営するという理由から、長期継続契約を締結したとのことであります。しかし、この長期継続契約は、かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例において、「役務の提供を受ける契約であって、複数年にわたり役務の提供を受ける必要がある業務にかかわるもの」との制約がなされております。この規定からすると、あじさい館の委託業務が複数年にわたり役務の提供を受ける必要がある業務であるという法的根拠や理由が不明確であると考えます。

これらを踏まえ、あじさい館の管理委託契約について、一連の業務委託の流れを確認し、条例の趣旨に沿った長期継続契約がなされているか、さらにはこの契約に至った判断が適正であったかを調査する必要があります。

以上のことから、地方自治法第98条第1項により、あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会で検査を行う必要があるため、提案するものであります。

議員各位の賛同を心からお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（小座野定信君）

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認めます。

次いで、発議第7号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、発議第7号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、発議第7号 事務検査に関する決議（案）は原案のとおり可決されました。

ただいまの決議の可決により設置されました、あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会委員の選任については、これより文教厚生委員会、産業建設委員会を開き、各2名の委員を選出してください。文教厚生委員会は増築棟2階第6会議室、産業建設委員会は増築棟2階第5会議室で、それぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 2時05分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、15番 山内庄兵衛君、14番 栗山千勝君、10番 鈴木良道君、8番 佐藤文雄君、7番 加固豊治君、6番 小松崎 誠君、5番 古橋智樹君、2番 岡崎 勉君、1番 川村成二君、以上9名を指名いたします。

それでは、ただちにあじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会を増築棟2階第5会議室

で開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時06分

再 開 午後 2時18分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

休憩中、あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会委員長に加固豊治君、副委員長に岡崎 勉君、以上のとおり選出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第 6 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員会並びに産業建設委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のあったとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

日程第 8 議会だより編集特別委員会への付託案件の追加について

○議長（小座野定信君）

日程第8、議会だより編集特別委員会への付託案件の追加についてを、議長発議により議題といたします。

提案の理由等について、ご説明申し上げます。

本会議の会議録作成については、合併当初、議会事務局員による作成でありましたが、県内の他の市議会の委託業務に準じて業務を委託したことにより、スピード化が進んでまいりました。あわせてかすみがうら市議会の活性化も年々高まっております。これらを踏まえ、議会会議録の公開についての調査を議会だより編集特別委員会への追加付託案件として、閉会中もなお調査を実施することができるものとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの提案のとおり議会会議録の公開についてを議会だより編集特別委員会へ追加付託案件とし、閉会中もなお調査を実施することができることとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議員の派遣について

○議長（小座野定信君）

日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

来る平成24年2月8日、茨城県市議会議長会主催、平成23年度第2回議員研修がつくば市において開催されることになっております。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました研修会に、田谷文子議員、山本文雄議員、川村成二議員の3名を、地方自治法第100条第13項並びに会議規則第159条第1項の規定により、派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、日程による審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして、平成23年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。会期23日間にわたって慎重なるご審議、大変ご苦労さまでございました。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後 2時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 山 本 文 雄

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹